

岩手県環境審議会運営規程の一部改正について

岩手県環境審議会運営規程新旧対照表(案)

改正前		改正後	
別表第2(抜粋)		別表第2(抜粋)	
水質部会	1 公共用水域、地下水及び土壌測定計画の作成 2 水質環境基準の水域類型指定 3 健康有害物質等に係る排水基準の設定 4 健康有害物質に係る土壌及び地下水の基準値の設定	水質部会	1 公共用水域、地下水及び土壌測定計画の作成 2 水質環境基準の水域類型指定 3 健康有害物質等に係る排水基準の設定 4 <u>健康有害物質使用汚水等排出施設の構造基準の設定</u> 5 健康有害物質に係る土壌及び地下水の基準値の設定
備考	改正部分は、下線の部分である。 改正理由 改正内容については、「環境審議会に意見を聴かなければならない」旨の規定が県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(平成13年12月21日条例第71号)により定められており、これらの事案の検討は水質部会の現行の議決事項と密接な関係があるとともに、専門性が高いものであることから、水質部会での議決事項とするものである。		